

# J F A アカデミー福島 アカデミー生 心得

## コンセプト

J F A アカデミー福島は、「世界基準」をキーワードとし、あくまでも「**個の育成**」を目的とする。また、サッカーはもちろん、人間的な面の教育も重視し、社会をリードしていける「**真のエリート**」、常に(どんなときでも、日本でも海外でも)ポジティブな態度で何事にも臨み、自信に満ち溢れた立ち振る舞いのできる人間育成を目的とする。

## 「真のエリート」を目指して

1 . アカデミー選手としての誇りと責任を持ちます。

2 . 信頼される人間になります。

うそはつかない・卑怯なことはしない

3 . 自分・仲間・物を大切にします。

4 . 感謝の気持ちを忘れません。

5 . 夢を忘れずに挑戦し続けます。

# JFAアカデミー福島 寮規則

## 「真のエリート」を目指して

「真のエリート」を目指すには、ピッチでのトレーニングを充実させることはもちろんではあるが、寮生活をいかに充実させるかが大変重要になってくる。毎日の寮生活を「自主・自立の精神」をもとに各自がルールを遵守し、お互いに助け合いながら目的達成に向けて最大の努力をしていかななくてはならない。

寮生一人ひとりが、アカデミーの選手としての誇りと責任を持ち、共に暮らす仲間が快適で充実した寮生活を送れるようにしよう。

## 寮規則

### <ドレスコード>

ドレスコード A・・・学校指定の制服

B・・・アカデミー指定の服装

カジュアル その場に応じた服装をする。

その他 学校行事・授業に参加するときは、その定められた服装。

**\*常に清潔で、場に応じた服装を心がけよう。**

### <外出・外泊・面会・外食>

・外出・・・外出の際には、必ず行き先・帰寮予定時刻を寮スタッフへ事前に申し出ること。(門限厳守)

・外泊・面会・外食

外泊・面会・外食を希望する場合は、事前に各申請書を、3日前までに提出し許可を得ること。

### <所持品>

- ・所持品にはすべて記名すること。
- ・不要物は寮内に持ち込まない。
- ・携帯電話の使用については、別に定める使用規定に従うこと。
- ・貴重品(現金・パスポート等)は、必ず寮に預けること。
- ・所持品の管理は自己責任とする。

-

### <環境美化>

- ・毎日丁寧に清掃を行い、常に整理整頓をし、清潔にしておくこと。
- ・ゴミについては、毎朝の清掃時間に分別して指定の場所に部屋ごとに捨てること。
- ・洗濯物については、指定された袋に入れて指定日時に出すこと。

### <備品の破損>

- ・寮内の施設、備品は大切に扱うこと。破損した場合は、速やかに申し出ること。
- ・破損したものは、弁償を原則とする。

### <その他>

- ・寮生活を安心して快適なものにしていくために、寮生全員がルールを守り、思いやり・ゆずりあいの心持って協力し合い生活を共にしていくように心がける。
- ・寮クローズ(帰省)期間は、寮生全員が、帰省およびサポートファミリー宅にホームステイすること。

## 基本タイムテーブル

6 : 1 5	起床
6 : 3 0	寮内清掃
7 : 0 0	朝食
8 : 0 0	登校
1 5 : 3 0	帰寮
1 7 : 0 0	トレーニング
1 9 : 0 0	門限・夕食
1 9 : 4 5	J F Aプログラムおよび自習時間
2 1 : 1 5	フリータイム
2 2 : 3 0	消灯・点呼

\*寮規則は、寮生を縛り付けるものではなく、みなさんが快適な寮生活を送るための最低限のマナーとして理解してください。快適な寮生活は、基本的には寮生による自治により成り立っていくものであることを忘れないでください。

\*寮規則のほか、男子・女子それぞれの細則があります。

## 懲罰規定

### < 禁止事項 >

- ・以下の行為を禁止する。

#### 触法行為

アカデミー運営に支障をきたす行為(身体的・精神的苦痛を与える行為、虚偽の証言)  
金銭の貸し借り、公共物および私物の無断借用  
不要物の購入および所持

- \* 日常生活において、迷惑・危険行為とみなされるすべての行為を禁止する。
- \* 寮内プライベートスペースへ部外者を立ち入らせることは原則禁止とする。

### < 処分事項 >

寮生が寮内・外において、寮規則違反・学校規則違反および問題行動を起こした場合は、査問委員会にて審議し懲罰を決定する。査問委員会は、スクールマスター、コーチ、寮舎監によって構成される。問題によっては、学校関係者、警察関係者、サポートファミリーらの協力を得る。

退寮処分・・・触法行為、アカデミー運営に支障をきたす行為(身体的・精神的苦痛を与える行為、虚偽の証言など)を行った場合。および、問題行動を再三繰り返し、行動の改善が見られない場合、アカデミーを退寮させる。

停寮処分・・・の禁止行為に同行した者、問題行動に関しての虚偽の証言をした者。および、以外の禁止行為を行った場合。また、問題行動を繰り返し行った場合、アカデミー活動停止および一時退寮をさせる。

活動休止処分・・・以外の問題行動を行った場合、アカデミー活動を休止させる。

警告処分・・・査問委員会が必要と認めた者に対して、嚴重注意を与える。

- \* ~ それぞれの処分のほか、ペナルティー(作業)を課す。
- \* 何らかのトラブルや問題行動が発生したときには、当事者は速やかに申し出ること。また、事実関係に関与することは隠さずに申し出ること。なお、トラブル・問題行動の当事者が名乗り出ない場合には、寮生全員責任とし懲罰をあたえる。